

別表 1

(1) 栽培面積維持・拡大事業

事業実施主体	(1) JA高知県安芸地区柚子部の部会員 (2) ゆず栽培を生業としている個人又は法人の生産者及び新規に生業としてゆず栽培に取り組む個人又は法人の生産者（※(1)を除く。） (3) その他市長が認める者
補助要件	(1) 市税の滞納がないこと。 (2) 安芸市内の樹園地（農地）へのゆず苗木の新植、改植又は補植であること。 (3) 補助事業完了後5年以上、営農（ゆず栽培）の継続が見込まれること。
補助対象経費	ゆず苗木の新植、改植又は補植に要する経費。ただし、国の「果樹経営支援対策事業」その他補助制度の対象とならないものに限る。
補助金額等	ゆず苗木の購入実費相当額の10/10以内。
補助対象限度額	ゆず苗木1本当たり千円以内で、購入実費相当額を超えない額。 【補助金上限】10アール当たり100千円
備考	○当該事業は、ゆず苗木の購入費用に対する補助ではなく、所定の新植・改植・補植に対して補助するものであること（補助金額をゆず苗木の購入実費相当額により算定）。 ※「ゆず苗木の購入日の属する年度」と「定植予定日の属する年度」が異なる場合は、定植予定日（着手及び完了）の属する年度の補助金を申請すること。 ※補助金の繰り越し（着手～完了が2カ年度にまたがる）は不可。

(2) 消費宣伝事業

事業実施主体	JA高知県又はJA高知県安芸地区柚子部の部会員で組織する団体で市長が認めるもの。
補助要件	ゆずのPR、消費宣伝を目的とした以下の取り組みで市長が認めるもの。 (1) 早摘みゆず収穫祭等のイベント開催 (2) 県外の市場等への販売促進活動
補助対象経費	報償費、宿泊費（食事代やその他のサービス料は含まない）、交通費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他市長が認める経費
補助金額等	(1) イベント開催：補助対象経費の10/10以内（上限金額 30万円） (2) 販売促進活動：補助対象経費の1/2以内（上限金額 20万円） ※1事業・年度当たり
備考	